会 社 名 株 式 会 社 目 立 物 流 代表者名 執 行 役 社 長 中 谷 康 夫 (コード番号 9086 東証第1部) 問合せ先 経 営 戦 略 本 部 広 報 部 部 長 高 岡 勲 (TEL: 03 - 5634 - 0357)

当社子会社に対する行政処分について

当社子会社である株式会社日立オートサービスは、同社首都圏整備所松戸整備グループにおいて、 自動車整備事業に関し、この度、国土交通省関東運輸局より、道路運送車両法の規定に基づく行政処 分を受けましたので、別紙の通り、お知らせいたします。

本件に関しまして、お客様はじめ関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

当社グループは、この度の処分を厳粛に受け止め、二度とこのような事態を招かぬよう、なお一層のコンプライアンス体制の強化と再発防止策の徹底に努めてまいります。

以 上

会 社 名 株式会社日立オートサービス 代表者名 代表取締役社長 岡田 和也 問合せ先 総務部長 中谷 浩史 (TEL: 03 - 3647 - 0118)

当社首都圏整備所に対する行政処分について

当社は、首都圏整備所松戸整備グループにおいて、道路運送車両法の違反行為を行い、この度、 国土交通省関東運輸局から、当整備グループが取得していた指定自動車整備事業の指定の取消し (2016年12月9日付)、自動車分解整備事業の事業停止(40日間: 2016年12月9日から2017年1月 17日まで)及び自動車検査員の解任命令(2016年12月9日付)の行政処分を受けました。

お客様をはじめ関係者の皆様に、多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

1. 法令違反行為の主な内容

- (1) 点検整備及び検査を全て実施せずに保安基準適合証等を交付したこと。
 - (道路運送車両法第94条の5第1項違反)
 - [いわゆる「ペーパー車検」:オートバイ3台]
- (2)自動車検査員が検査をしていないにもかかわらず、保安基準に適合する旨の証明を行ったこと。 (道路運送車両法第94条の5第4項違反) 他

2. 当社の対応

国土交通省関東運輸局千葉運輸支局の指摘を受けた車両に対して、点検・整備及び検査を進めております。

3. 再発防止について

当社は、この度の処分を厳粛に受け止め、二度とこのような事態を招かぬよう、現場部門においては整備事業の見える化や教育・研修の充実を図り、全社的にもチェック機能の強化及び現場意見の重視、人事・組織の見直し、全社統一ルールの制定に取り組み、コンプライアンスに基づく事業運営体制を速やかに確立致します。

以上